

エシカル農畜産物等消費促進業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県では、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度、やまなしアニマルウェルフェア認証制度、やまなしジビエ認証制度などから生み出されるエシカル消費に関連する農畜産物等（以下「エシカル農畜産物等」とする）がある。

こうした農畜産物等をエシカル消費に関心の高い消費者等に一体的にプロモーションを行い、継続的な購買につなげるとともに、首都圏の実需者（シェフ等）、メディア等を通じて美酒・美食体験への機会を創出し、消費拡大及びブランド価値の向上を図る。

2 企画提案を求める業務の概要

（1）委託業務の名称

エシカル農畜産物等消費促進業務

（2）委託業務の内容

別紙「エシカル農畜産物等消費促進業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおり。

（3）予算上限額

本業務に係る委託料の上限額 金11,009,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

（4）業務委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）を終期とする。

（5）業務の流れ

① 委託業務の詳細協議

採用された企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し決定する。

② 実施報告

業務の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

3 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- （2）本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。

- (3) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税の滞納がない者であること。
- (9) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

4 日程

令和6年3月29日（金）	募集開始
令和6年4月5日（金）午後3時	質問受付期限
令和6年4月12日（金）午後3時	参加申込書提出期限
令和6年4月22日（月）午後3時	企画提案書提出期限
令和6年4月26日（金）予定	企画提案プレゼンテーション審査
令和6年5月上旬	採択通知・契約締結・業務着手
令和7年3月31日（月）	業務完了（業務完了報告書の提出）

5 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館6階）
 山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当
 電話 055-223-1602
 電子メールアドレス nou-han@pref.yamanashi.lg.jp

6 企画提案の提出と審査等

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式1）により受け付ける。

- ① 受付期限 令和6年4月5日（金）午後3時必着
- ② 質問方法 電子メール

電子メールの件名には「エシカル農畜産物等消費促進業務企画提案質問」と記載

すること。

電子メールアドレス：nou-han@pref.yamanashi.lg.jp

- ③ 回答方法 回答は、令和6年4月9日（火）までに山梨県庁公式サイト内の本業務募集ページにおいて公開する。
- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

(2) 参加申込書類の提出

本件企画提案に応募しようとする者（以下「企画提案応募者」という。）は、次の書類を提出すること。

①提出書類

提出書類	部数
ア 参加申込書（様式2、様式2別紙）	1部
イ 誓約書（様式2-1）	1部
ウ 役員名簿（様式2-2）	1部
エ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）	1部
オ 国税納税証明書(その3の3)（税務署で交付される様式）	1部
カ 都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明書）（都道府県で交付される様式）	1部

※オ及びカは、電子発行された納税証明書を印刷したものではなく、書面の納税証明書の原本を提出すること。

②提出方法・提出期限・提出場所

ア 提出方法 郵送又は持参

イ 提出期限 令和6年4月12日（金）午後3時必着

ウ 提出場所 山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。なお、令和6年4月12日（金）は午前9時から午後3時とする

※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

(3) 企画提案書類の提出

① 提出書類

提出書類	部数
ア 企画提案書かがみ（様式3）	1部
イ 企画提案書表紙（様式3-1）、企画提案書 ※様式3-1作成上の留意点を確認の上、作成すること	10部 (正本1部、写9部)
ウ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）	10部 (正本1部、写9部)
エ 財務諸表（直近2期分）（損益計算書及び貸借対照表）	10部 (正本1部、写9部)

※イ～エの写し9部は、企画提案応募者名が分からないように印刷すること。

② 提出方法・提出期限・提出場所

ア 提出方法 郵送または持参

イ 提出期限 令和6年4月22日（月）午後3時必着

ウ 提出場所 山梨県農政部 販売・輸出支援課 ブランド化推進担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。

③ 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。

ア この要領に定める手続きに適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選定方法等

① 別紙「エシカル農畜産物等消費促進業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」のとおりとする。

② 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、県が指定する審査会場で、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（15分）と質疑応答（10分）により行うが、企画提案応募者数によっては、時間を短縮する可能性がある（令和6年4月26日（金）予定。実施詳細はメールで通知する）。

※オンラインによる企画提案は認めない。

③ 企画提案審査時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについてもできないものとする。

④ なお、企画提案審査は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。

⑤ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

(5) 選定結果の通知・公表

選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。

その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。

なおホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。

ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表しないものとする。

7 選定結果の効力発生について

- ・ 本件エシカル農畜産物等消費促進業務は、山梨県の令和6年度予算において、国のデジタル田園都市国家構想交付金を財源として実施することを予定している。
- ・ 本件公募は、令和6年4月1日の令和6年度予算発効後、速やかに事業に着手できるようにするため、事前に手続きを行うものである。
- ・ 本件企画提案公募による選定結果は、令和6年度予算が発効した時点で効力を生ずるものとする。
- ・ また、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定の状況により、公募内容が変更又は廃止となることがある。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 県財務規則第109条の2に該当する場合には契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案応募者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
 - ② 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案応募者が負う。
 - ③ 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案応募に関する費用負担
 - ① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて企画提

案応募者自身の負担とする。

- ② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡及び調整を行うことにより業務を進めるものとする。

10 本件に関する問い合わせ先

山梨県農政部 販売・輸出支援課

ブランド化推進担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1602

電子メールアドレス nou-han@pref.yamanashi.lg.jp